

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 3 年度）

令和 3 年 6 月
神 戸 市

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
神戸フィッシャリーナ施設運営等事業	令和 4 年 4 月 1 日～令和 24 年 3 月 31 日 (予定)	民間事業者は、以下の神戸フィッシャリーナ施設運営等事業を実施する。 ・施設改修業務 (施設撤去業務含む) ・施設維持管理業務 ・施設運営業務 ・附帯事業	兵庫県神戸市	令和 3 年 7 月中旬頃 (予定)

※「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律 117 号）第 15 条第 1 項の規定により、実施方針の策定の見通しについて公表する。